

岩手県告示第71号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、陸前高田市から送付のあった次の変更に係る都市計画の図書の写しを岩手県県土整備部都市計画課に備えておいて縦覧に供する。

平成27年1月20日

岩手県知事 達 増 拓 也

変更に係る都市計画の種類及び名称

- 1（1）種類 被災市街地復興推進地域
- （2）名称 陸前高田地区被災市街地復興推進地域
- 2（1）種類 都市計画施設（道路）
- （2）名称 3・4・5号町森の前線
- 3（1）種類 市街地開発事業（土地区画整理事業）
- （2）名称 今泉地区被災市街地復興土地区画整理事業